平成31年1月24日

	<u> </u>
発 言 者	発 言 要 旨
【請願 39 号及び	請願 45 号の審査】
矢吹副委員長	前回の審査から状況が変わっていないことから、継続審査とするべきと考える。
関委員	昨年成立した働き方改革関連法について、長時間労働を増加させるのではない
	か、と関係団体から不安の声が上がっている。時間外労働の上限については、月
	45 時間、年360 時間を原則としているが、単月100 時間未満、2か月から3か月
	の平均残業時間80時間とできる特例条項が盛り込まれている。また、裁量労働が
	長時間労働の温床になると言われている中、三菱電機のように適切な労働時間の
	管理を徹底するなど企業体質を見直す企業が出てきているが、県内の労働現場に
	おける実態と対応状況はどうか。
 雇用対策課長	今年4月1日に施行された働き方改革関連法のうち、長時間労働については、
/E/13/17/NH/N	中小企業は来年4月1日から施行される。県としては、雇用対策協定を結んでい
	る山形労働局と協力して、働き方改革セミナーを県内4ブロックで開催し、制度
	の内容の説明や、企業の取組事例を紹介するなど周知啓発に努めている。
	裁量労働制には専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制があり、企画業
	務型裁量労働制の根拠となった調査に不備があったことから、法案から取り下げ
	られた。労働政策審議会の分科会で再調査の方法などが議論されていることから、
	県としては、その動向を注視し、必要に応じて労働局と連携して周知啓発を行っ
	ていく。
	共見労働州の持士(この) マルーコンタキュルヴァン マやきとし フェニ フィン ド
関委員	裁量労働制の拡大については、引き続き政府において検討されるが、みなし労働についての認識はどうか。
	19)バニ・フV ・ C V フ pi C n N i c フ ル i c
雇用対策課長	県は企業に対する取締権限がないため、立入調査等は行っていないが、県とし
/E/ 14/ 4/ 14/ 14/	て周知を行っていく。県の状況は公表されていないため分からないが、全国べ一
	スでは、裁量労働制を採用している企業は全体の4%とわずかである。個別事案
	が出てきた場合は、県社会保険労務士会に委託している働き方改革アドバイザー
	が個別訪問し、アドバイスを行う。
関委員	今年1月22日に開催された働き方改革推進セミナーの状況はどうだったか。
雇用対策課長	定員 100 人に対して 120 人の方が参加し、大盛況だったと聞いている。内容に
/ () () () () () () () () () () () () ()	た貝 100 人に対して 120 人の方が参加し、人盆优たろたと聞いている。 内谷に ついては、働き方改革関連法に関する運用指針の説明や、残業時間の縮減に成功
	した企業の事例や県の取組みの紹介を行った。参加者からのアンケートは集計中
	であるが、回答内容についてはきちんと対応していきたい。
関委員	高校や大学の新卒者の就職活動について、説明会を3月に開催し、面接を6月
	から解禁し、内定を10月に出すとしている日本経済団体連合会(経団連)のルー
	ルが廃止される。現行のルールの下でも様々な問題があり、学校関係者からも意
	見が出されていると聞くが、就職活動に関する状況と課題はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
雇用対策課長	経団連の就職活動に関するルールが廃止されることを受けて、政府は大学や企業の方をオブザーバーとする関係省庁連絡会議を開催し、平成30年10月に、32年春の卒業生については現在と同様の日程で行い、33年以降については、今後経済団体等と検討していくこととしている。県の認識としては、従来のルールが無くなることで、学生の就職活動の時期が早まり、授業に支障が出ることや、地方の中小企業の人材確保がより難しくなることが課題として指摘されていることから、一定のルールが必要と考えている。県としては、政府の会議で決定された事項については適切な判断と考えているが、32年以降の対応に関する検討について注視し、その動きに応じて適切に対応していきたい。
関委員	現行のルールの下でも、大学関係者からは、3年生の後期から就職活動が始まるため、必修授業のカリキュラムが組めないといったことや、企業から急きょ面接に呼ばれることが何度もあり、定期的な観察を要する研究が難しいなど、学業に差し支えがあると言われている。買い手市場と言われる大手企業に対して、中小企業では人材確保が大変であり、改革が必要である。まして、3年後からルールが無くなることについては大変な問題をもたらすものと考えている。雇用対策の重要な一環として、大学などの教育の観点も踏まえながら、現状把握を行うべきと考えるがどうか。
雇用対策課長	現行のルールは、経団連に加盟していない外資系の企業などには適用されない限定的なものであったが、今回、政府が主導的に対応し、大学等に要請することになる。要請の効果については、今後、検討することになるが、要請に対して、県ができることを大学側・産業側と連携しながら、教育や企業活動に支障ができないよう取り組んでいきたい。
関委員	働き方改革は、これからの人手不足社会へ向けての対応としても重要であるが、何よりも、人間らしく働けるといった人権が守られるようルールを作っていくことが大事である。その入り口の就職のところから、企業の論理が大学の高等教育を阻害していると思われるため、県内大学の実態を把握してほしい。 共産党としては、大学教育との両立を図るため、実態把握を行っていく予定であり、県も実態把握を行うことを重ねて要望したいと考えるがどうか。
雇用対策課長	県では、県内の大学や関係団体が参加する若者定着部会を設置しており、その中で議論していきたい。
関委員	県は、生活とのバランスを図り、楽しく仕事ができるように、「働くときのルール」を独自に作成し、活用するという優れた取組みを行っている。そのことが、入り口である就職活動でしっかり守られるよう対応してほしい。 また、今回の質問は、昨年末、県労働組合総連合から要請があった内容でもあり、そういった関係団体との協議を行い、対応の充実を図ってほしい。
吉村委員	県内のパン・洋菓子製造販売会社(シベール)の民事再生法適用による県内への影響が大きいと聞いている。現在、県が把握している状況はどうか。
中小企業振興課	法律上の手続きは、地方裁判所に民事再生法適用開始の申し立てを行い、地方

発 言 者	発 言 要 旨
長	裁判所から受理された後、債権者への説明を行い、裁判所の決定がなされれば、 債権の届け出や再生計画案の提示、再生計画の協議が行われ、再生計画が地方裁 判所から認可されれば、その再生計画に基づき進んでいく予定である。 同社の公表内容等によると、1月21日に債権者への説明会が開催されたとのこ とである。
吉村委員	連鎖倒産が懸念されるが、報道によれば、債権者への説明会には 245 社が参加したとのことである。取引先への影響はどうか。
中小企業振興課長	債権者数は公開されていないため正確には把握していないが、報道情報によれば、245 社・個人の債権者がおり、負債総額は19億6,298万円とのことであり、相当の影響があるだろうと考えている。 具体的な債権者数や債権の内容、対応方針は不明であるが、情報収集を行い、 状況把握に努めたい。
吉村委員	企業情報になるため、実態把握は難しい面もあるが、大きな問題であることから、聞き取り調査等により状況把握を行ってほしいと考えるがどうか。
中小企業振興課長	公表されている取引先企業や金融機関から情報収集を行っているが、公表事項ではないため、状況把握が難しい状況である。県としても鋭意情報収集を行っていく。
吉村委員	先日の記者会見で、知事から「要請があった場合は支援していく」という話があった。制度資金の中の経営安定資金の要件である、取引先や他社の倒産等により経営に支障をきたしている方に該当すると思うが、利率1.6%は、現在の金融状況からはあまり良い条件とは言えない。また、相対取引となるため、企業ごとに利率が異なり、資金需要がある企業ほど借りにくいという状況になる。使いやすい利率や要件、償還期間の設定のほか、企業に対する金融政策への誘導が重要である。具体的な支援策としてどのようなものがあるか。
中小企業振興課長	取引先企業の資金繰りに対する支援として、商工業振興資金融資制度の中の制度資金のうち、経営安定資金がある。同資金を利用する場合、融資の際には、信用保証制度をつけて融資する場合が多く、県や市町村、保証協会が保証料を一部負担するため、保証料率は、企業の経営状況等によって異なるが、0.11%から0.46%であり、一般的には0.28%程度の保証料率で保証を受けることができる。また、今回の事例は、大型の民事再生であることから、国のセーフティーネット保証が適用されるかどうか、国が調査を行っているところである。適用された場合、通常1.15%の保証料率が1.0%になり、更に、県や市町村、保証協会の支援により、保証料が実質ゼロとなる。なお、セーフティーネット保証は、通常の保証とは別枠で活用できるものである。
吉村委員	セーフティーネット保証はどのような要件か。また、適用の可否に関する県の 見解はどうか。
中小企業振興課	セーフティーネット保証の適用は経済産業大臣が指定した場合となっている

発 言 者	
長	が、要件は公表されていないため把握していない。平成30年度の適用状況は、全国で11件、そのうち東北2件の認定となっている。
吉村委員	セーフティーネット保証制度が適用されるよう、引き続き政府に対する働き掛けをしてほしい。
中小企業振興課 長	政府に対して働き掛けを続けるとともに、県内金融機関を訪問して、本件に係る円滑な金融支援について依頼したところである。
吉村委員	1月15日、聖火リレールート等の協議を行う山形県実行委員会が開催されたが、 各市町村の出席状況はどうか。
県民文化スポー ツ課長	実行委員会は、県民を挙げて取り組むため、県内35の全ての市町村長、火を取り扱うことから県消防長会会長、聖火ランナーの選定やサポートの面から県体育協会理事長及び県障がい者スポーツ協会会長など、合計42人の委員で構成している。1月15日は、代理も含めて全市町村から参加してもらっている。
吉村委員	石川県は、県内の全市町村を通るルートと聞いている。石川県が19市町村なのに対して、山形県は35市町村あるので、全ての市町村を回ることは時間的な制約もあり、難しいと思うが、なるべく多くの市町村に関わりを持ってほしいと考えるがどうか。
県民文化スポーツ課長	今回の聖火リレーは、聖火ランナーが走る区間と、それ以外の車で移動する区間に分かれており、車で移動する区間は聖火を見ることができないと東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から言われている。できるだけ多くの県民の皆様が、聖火に接する機会を設けるためには、例えば、車で移動する間、県民の皆様が聖火に接する機会を設けることや、ランナーに子どもたちが伴走することなどが考えられる。さらに、1日のリレーの始まりを告げる出発式や、1日の終わりにランナーを迎え入れる「セレブレーション」などのイベントも予定しており、これらのイベントを通して、全ての市町村が関わるよう、また、できるだけ多くの県民の皆様、特に子どもにとって貴重な経験となり、夢を与えることができるようなリレーとなるよう、市町村と相談しながら工夫していきたい。
吉村委員	時間的制約や安全性の確保の観点から、規制せざる得ない部分もあると思うが、 できるだけ多くの県民、特に子どもたちに夢を与えられるよう、市町村と連携し ながら進めてほしい。
吉村委員	北朝鮮による日本人拉致被害者を救出する山形の会から県に対して、日本人拉 致被害者の救出を求める署名についての協力要請があった経緯はどうか。
国際交流室長	今般、北朝鮮による日本人拉致被害者を救出する山形の会から当課に対して、 日本人拉致被害者の救出を求める署名協力を知事に要望したい旨の連絡があり、 近日、要望書を受け取る予定である。
吉村委員	要望を受け取る具体的な日程は決まっているのか。また、署名を行う範囲はど

発 言 者	発 言 要 旨
72 17 17	うか。
国際交流室長	要望の日程については、明日の午前中に知事との面談を予定している。署名の 範囲は現在検討中であるが、庁内各部局を含め、できるだけ広く行いたいと考え ている。
吉村委員	要望を受け取った後のスケジュールはどうか。
国際交流室長	できるだけ速やかに署名への要請を行い、年度内に取りまとめ、北朝鮮による日本人拉致被害者を救出する山形の会に署名簿を渡したいと考えている。
小野委員	1月15日に第1回の県実行委員会が開催され、聖火リレーのルート案が決まったとのことであるが、実行委員会の中で、ルート案に対して意見が出たと聞いた。それらの意見への対応はどのように考えているのか。また、第1回の実行委員会で、実行委員会の設立が決定し、ルート案も決定したようだが、通常は、第1回の会議では、ルート案の原案を示し、それに対する意見を聞き、次回以降に協議・検討を行い、決定するべきと思われるが、どのような経過でルート案を決定したのか。
県民文化スポーツ課長	ルートの原案を県が作成し、昨年12月末から今年1月初めに全市町村を回って説明した上で、1月15日の第1回実行委員会で原案について協議した。実行委員会では、多くの県民の皆様が参加できるようにしてほしい、全ての市町村が関わることができるようにしてほしいなどの意見が出た。第1回実行委員会で決定したのは、聖火リレーのルート案であり、具体的な実施内容はこれから検討する。各市町村からの意見については、その中で各市町村と相談しながら検討したい。
小野委員	ルート案に対する意見を踏まえ、実行委員会が組織委員会とルートを協議する とのことであるが、組織委員会との協議結果が出たら、もはや変更できず、意見 を反映させるために協議することはできないのではないか。
県民文化スポー ツ課長	実行委員会は、今回(第1回)で終わりではなく、今後、聖火リレーの具体的な実施内容や聖火ランナーの選定について、その都度、実行委員会を開き、協議を行う。
小野委員	ルート案の変更は可能なのか。
県民文化スポー ツ課長	実行委員会は、全市町村が参加してもらっているので、聖火リレーを行わない 市町村についても、通過する際に参加できないかなど、色々な形で関わってもら えるような取組みを県が考え、その都度、実行委員会で協議してもらう。
小野委員	第1回実行委員会で出た意見を組織委員会と協議することになると思うが、その結果、決まったことについて、実行委員会で再度協議し、変更することは可能なのか。
県民文化スポー	組織委員会にルート案を提出した後も、最終的に合意されるまで、やり取りは

発 言 者	発 言 要 旨
ツ課長	可能である。
小野委員	実行委員会で出た意見は、組織委員会に伝えたのか。
県民文化スポー ツ課長	実行委員会での意見は、聖火リレーに参加しない市町村もできるだけ多く関われるようにしてほしいというものであり、対応案を県で作成し、今後、組織委員会と相談したいと考えている。
小野委員	組織委員会との協議の結果、ルート案についての変更の可能性もあると捉えて良いか。
県民文化スポー ツ課長	その通りである。
小野委員	実行委員会を開催する前に発起人会のようなものはなかったのか。
県民文化スポー ツ課長	発起人会は開催していないが、ルートの原案を作成する段階で、県だけではなく、外部の方から意見をもらいながら作成した。ルート案の検討過程についても非公開とするよう組織委員会から要請されているため、詳細な回答はできない。
小野委員	今後、組織委員会との協議結果については、再度、実行委員会で協議を行い、 変更案が出れば、再度、組織委員会と協議を行うという流れでよいか。
県民文化スポー ツ課長	その手順で進めたいと考えている。
小野委員	実行委員会が開催される前段で、議会に対して説明を行うべきではないか。また、今後、組織委員会との協議が進んでいく中、協議結果等についてどのように 議会に対して説明する予定か。
県民文化スポー ツ課長	節目節目で県議会に対して説明を行っていく。
小野委員	聖火リレーに必ず大勢の方が参加できるようなシステムにしてほしい。
吉村委員	聖火リレーは、全市町村が関わるべき大切な問題であり、実行委員会の中でしっかり議論してほしい。 また、今回答弁であったような内容は、しっかりと説明してもらえないと、なかなか理解が得られないと思う。非公開とするべき情報もあると思うが、ルートの発表の方法や時期など、できる限りの範囲で、早急に議会に対して説明してほしい。
小野委員	消費税率の引上げに伴う対応として、経済産業省がレジ導入経費を補助するが、 小規模事業者はレジの使用方法を理解するのも大変な状況である。商工会が事業 者からの要望を受けて、経営指導員が事業所を訪問して教えているようだが、長

発 言 者	発 言 要 旨
	い時間は取れない状況と聞いている。県企業振興公社や県の事業の一環として、 応援隊を派遣するなどして、増税される当初の段階から、商工会と一緒に取り組 む必要があると考えるがどうか。
中小企業振興課長	今年10月から消費税が増税される中、併せて導入される軽減税率等により複雑になっている。商工会、商工会議所、中央会が、今年度は計34回、税務署が計54回の講習を実施している。制度の周知やインボイスの導入などについて、関係機関と相談しながら、どのようなことができるのか検討していきたい。
森田委員	台湾でのトップセールス実施の結果、今年3月末から8月初旬までの期間に、 引き続き中華航空が160人乗りの国際定期チャーター便を合計84便運航すること については決定したということで良いか。
インバウンド・ 国際交流推進課 長	決定した内容である。
森田委員	8月以降の継続も要請してきたようだが、決まったことはあるか。
インバウンド・ 国際交流推進課 長	8月以降については、トップセールスにおいて、今年度と同様に運航してもらえるよう台北市の航空会社及び旅行会社に対して働き掛けを行った。航空会社等から検討しており、引き続き実現に向けて対応していきたい。
森田委員	国際定期チャーター便は、台湾の方が台湾と日本の往復で利用すると思うが、台湾から来てもらうだけではなく、両方向の交流を構築するため、山形県民が台湾に行く実績も作る必要があるのではないか。
インバウンド・ 国際交流推進課 長	現在運航しているチャーター便は、全て台湾の方が乗ってきて、4泊5日の行程の後、次の旅行客を乗せてきた飛行機で台湾に帰ることを繰り返すものとなっている。今後もチャーター便を継続していくためには、チャーター便の実績を積み重ねるだけではなく、相互交流を進めていく必要があり、来年度については、チャーター便の一部の座席を活用した県民のアウトバウンドの推進についても、県内の旅行会社と検討を進めている。
森田委員	現在運航されているチャーター便の規模はどれくらいか。また、搭乗率はどの 程度か。
インバウンド・ 国際交流推進課 長	現在運航している飛行機は 160 人乗りのものであるが、長期間滞在するため、 相当の荷物の量になることから、151 席を提供している。12 月末までの搭乗率は、 平均 90%以上となっており、好調に推移している。
森田委員	昨年10月から運航して、どれくらいの方が来ているのか。また、たくさんの台湾の方がイオンモール天童や陸羽西線を利用していると聞いたが、県内のどういったところに行っているのか。

発言者	発 言 要 旨
インバウンド・	現在、144 便の運航が予定されており、約1万人の方が来県する見込みである。
長	昨年12月末現在で、約6千人の方が来県している。 県内4ブロック全域を訪問している状況であり、なるべく多くの観光地を訪問してもらえるよう、台湾で商談会を開催したり、台湾の旅行会社を招へいして、 県内を視察してもらった。今後も、本県の魅力ある観光資源のPRを行っていく。 また、台湾の方は買い物が好きなので、山形イン山形アウトの行程の中で、最 後の日に買い物をしている場合が多く、県内の消費に結びついている。かなり多 くの荷物を持って帰るようで、一度、成田空港から別送したこともあったようで ある。
森田委員	平成30年度の日本全体の農林水産物の輸出額は、9,200億円となっており、政府は、31年度を目途に1兆円を目指すとしている中、山形県の輸出額は、少し古い統計になるが、25年は817億円となっている。 県は、30年度から「県産品を世界へ!若手経営者海外展開推進事業」を行い、輸出をサポートしている。具体的には、相談や情報提供、取引支援などの支援施策のパッケージ化、窓口の一本化、輸出実績のある企業とのミーティングの場の設置、商談会参加への助成などを行っているが、現在の取組状況はどうか。
経済交流課長	県は、県産品の輸出拡大に向けて様々な支援を行っている。「県産品を世界へ!若手経営者海外展開推進事業」は平成30年度新規事業であり、これまで海外展開をしたことのない企業を対象に支援を行っている。31年2月、香港で開催する商談会に、食品や工芸品関係の企業が参加する予定である。成果が出るのはこれからであり、31年度以降についても同様の事業を行うことで、輸出に取り組む県内事業者の底上げを図っていきたい。また、県の外郭団体である(一社)山形県国際経済振興機構に窓口を一本化し、相談支援、商談会やセミナーへの参加費の支援なども行っている。
森田委員	昨年から今年にかけて、台湾から 200 便以上のチャーター便が来ることになるが、飛行機の貨物室を輸出に利用するなど、航空便とタイアップした輸出促進を行うことはできないか。
経済交流課長	輸送手段として、果物や野菜などの生鮮食品の鮮度を保つうえで、航空機は最適であるが、輸送時には、農産物の検疫や加工食品の成分表示、税関への対応、航空会社との利用規約の調整、買い手側の販売ルートの開拓が必要となる。また、現在、チャーター便がほぼ満席の状態で来ており、スーツケースやお土産などで貨物室も満杯であり、そういった面をクリアできれば有効であると考えている。これまでも、一部の農産物のテスト輸送を行ったこともあり、その成果と課題も踏まえながら、山形空港や庄内空港の利用を検討していきたい。
阿部(信)委員	新スタジアム推進事業(株)では、サッカースタジアムの基本計画を策定のうえ、県に連携事業化を要請し、県の了承を得たならば、誘致自治体を公募し、建設場所を決定したいとしていることが報道されたが、同社の概要について教えてほしい。
県民文化スポー	現在のモンテディオ山形のホームスタジアム「NDソフトスタジアム山形」は、

発 言 者	発言要旨
ツ課長	観客席の屋根などの面で、Jリーグの参加資格基準、いわゆるクラブライセンスを満たしていないなど、将来的に対応しなくてはいけない課題を有している。こうした中、新スタジアム推進事業(株)は、(株)モンテディオ山形が平成27年12月に策定した「スタジアム整備検討に基づく構想書」に基づき、郷土が誇るモンテディオ山形の新スタジアム建設に向けて、山形県の経済界が手を携え、29年9月に設立されたものと承知している。 代表取締役には県内経済界の代表3名、取締役には県内大手企業の代表やスポーツ団体の代表などが就任しており、県内の金融機関などが株主となっている。山形県民が一丸となって、誰もが納得するモンテディオ山形の新拠点整備を目指すとしている。 同社は、その成立ちや役員構成、目的からモンテディオ山形のために活動している法人と認識している。事業内容は、新スタジアムの基本計画策定、新スタジアムの設計・施工管理、新スタジアム建設後の運営・維持管理などとなっている。現在、新スタジアム基本計画の策定に向けて、同社内で基本方針や新スタジアムの概要などの検討が行われていると思われる。
阿部(信)委員	新スタジアム推進事業(株)は、平成30年9月に基本計画の策定を完了し、官 民連携事業化の要請を行うとしているが、同社から県に対して連携事業化の要請 はあったのか。
県民文化スポー ツ課長	今のところ、要請は来ていない。
阿部(信)委員	鶴岡市では、30年前からJ1が行えるサッカースタジアムの整備を要請しており、近年は、鶴岡病院跡地の活用について要望活動を行っている。30年たってもなかなか進まない状況である。新スタジアム推進事業(株)が設立したといっても、スタジアム建設は、県、市町村の連携無くして、できるものではないと考える。このような中、同社から早急に整備したいという考えに対して、県はどのような対応を考えているのか。
県民文化スポーツ課長	スタジアム整備については、モンテディオ山形が収益力、チーム力を強化し、 J1復帰、定着に向けた取組みを着実に進めたその先の課題と考えている。新スタジアムの整備を進めるに当たっては、モンデディオ山形がより多くの県民の皆様から試合に足を運んでもらい、一層温かく応援してもらえるチームとなる中で、競技環境や観戦環境の整備を行い、サッカースタジアムが必要であると県民の皆様から御理解を得ることが大事と考えている。 新スタジアム推進事業(株)では、県に新スタジアム整備の基本計画を提出するとのことなので、まずは、見せてもらい、関わり方についてはその後に考えていくものと思っている。
阿部(信)委員	障がいや難病のある方が、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる就労継続支援A型事業について、3年前に全国で大量解雇が問題となったが、その際の本県の状況はどうだったのか。また、障がい者の雇用者数の推移はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
雇用対策課長	成労継続支援A事業所は、障害福祉サービスを行う事業所であり、一般就労できない障がい者の方と雇用契約を結んで、就労の訓練を行うものである。 運営については、国、県、市町村の応分の負担により、介護訓練等給付費を支給している。3年前の事案については、それまで、介護訓練等給付費を障がい者の賃金に充てても良いという運用が禁止され、A型事業所自らが障がい者の賃金に見合う収益を上げることが求められた中、それが困難な事業所が倒産するのではないかという騒ぎになったものである。本県においては、平成27年度に1事業所のみが廃業している。 A型事業所の障がい者の雇用状況は、障がい福祉計画上の定員ベースで、27年4月1日現在、25社に571人、28年4月1日現在、29社に631人、29年4月1日現在、33社に710人、30年4月1日現在、33社に729人となっており、増加傾向となっている。
阿部(信)委員	県内の事業所における障害者雇用率の達成状況はどうか。
雇用対策課長	障害者雇用率については、山形労働局が毎年6月1日現在で調査を実施しており、直近の平成29年6月1日現在の調査(法定雇用率が法改正前の2.0%時点の調査)によれば、未達成の事業所は360社、全体の41%であり、そのうち221社は一人も雇用していない状況である。
阿部(信)委員	障害者雇用率の達成に向けて、国や県の取組状況はどうか。
雇用対策課長	障がい者の雇用については、これをやれば増えるというような決定打はなく、複合的な支援が必要であり、三つの観点から取り組んでいる。一つ目として、企業側の理解促進を図るため、県は、障がい者セミナーを開催し、障がい者ハンドブックの配布も行っているほか、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催により、アビリンピック山形大会を開催している。二つ目として、障がい者のスキルアップを図るため、県は、職場適応訓練や離転職者訓練、障害者委託訓練を行っており、国は、ジョブコーチによる障がい者への指導を行っている。三つ目として、企業と障がい者を結びつけるマッチングコーディネートが重要であり、ハローワークにコーディネーターが配置されているほか、県はインターンシップ事業などを、国はトライアル雇用を行っている。こうした取組みを組み合わせながら、障がい者の雇用促進を図っていきたいと考えている。